

申し入れ書

2022年6月8日

岐阜県警察本部長 加藤 伸宏 様

大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす

「もの言う」自由を守る会

連絡先:

弁護士法人ぎふコラボ 西濃法律事務所

〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25

Tel : 0584-81-5105 Fax : 0584-74-8613

2014年7月24日付けの朝日新聞で、岐阜県警大垣警察署警備課警察官が、中部電力(株)の子会社である(株)シーテック(以下「シ社」とする)の社員を呼びつけ、当時シ社が大垣市上石津町と関ヶ原町の境の尾根に建設を予定していた風力発電施設に関連して、複数回にわたって「意見交換」なるものを行い、市民4名の個人情報をシ社に提供していたことが明るみに出ました。シ社が作成した「意見交換」の「議事録」によれば、大垣警察署警備課警察官は、風力発電施設に関する勉強会を行った地元住民2名をシ社の事業を妨害者として描くと同時に、シ社の事業とは無関係の大垣市民2名の名前や学歴・病歴等の個人情報を提供して、シ社従業員が監視・情報収集するように仕向けました。

「意見交換」の対象とされた市民4名は、2016年12月に岐阜地方裁判所に提訴しました。今年2月21日、岐阜地裁は、シ社作成の「議事録」の信用性を認めた上で、岐阜県警大垣署警察官が行った情報提供行為は国家賠償法上違法であるとし、「必要性がないのに、積極的かつ意図的に、かつ複数回にわたり継続的に、シーテック社に提供したものであり、かかる情報提供の具体的態様は悪質といわざるを得ない」と厳しく断罪して、各原告に55万円の損害賠償を命じました。

裁判所に「悪質」と指摘されたことを、貴職は重く受け止めるべきです。

裁判以前に、岐阜県警及び警察庁警備局は、文書であるいは国会答弁で、「通常行っている警察業務の一環」と言い切り、こうした「意見交換／情報提供」が、「いつでもどこでも」行われていると明言しました。「悪質」と断

罪されるような違法行為は、たまたま大垣署警備課職員の行き過ぎ等の問題ではなく、組織的に日常的に行われているのです。

岐阜地裁判決は、情報収集の違法性及び収集された個人情報の抹消も認めませんでした。収集された個人情報「責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない。」（警察法2条2項）を逸脱して、違法な濫用に至ったことが明白になった以上、情報収集行為も「通常行っている警察業務の一環」として漫然と続けていくことは許されないと考えます。

上述のことを踏まえ、私たちは貴職に対し、以下のことを申し入れます。

記

1. 岐阜県警大垣署警備課警察官による情報提供行為について一審原告らに対して謝罪すること。
一審原告らを対象とした情報収集行為を直ちにやめること。
2. 市民運動を行う者に対する情報収集、及び収集した情報の外部提供をやめること。
3. 控訴取り下げを検討すること。

以上